

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 5 月 15 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成 2 5 年 3 月 3 0 日)
条例第 1 3 号)

北本市都市計画税条例（昭和 4 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 1 項、第 5 項、第 1 4 項、第 1 8 項から第 2 6 項まで、第 2 8 項、第 3 0 項、第 3 2 項若しくは第 3 6 項」を「附則第 1 5 条第 1 項、第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北本市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 3 項の規定の適用については、同項中「、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」とあるのは、「若しくは第 3 7 項」とする。

参考資料

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>11・12 略</p> <p>13 <u>法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>14 略</p> | <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>11・12 略</p> <p>13 <u>法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>14 略</p> |